

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条  
第一項の規定によつて、広島市から、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）公園二  
・二・七二八号沼田公園の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受  
けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によつて、当  
該図書の写しを広島県土木建築局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日

広島県知事 湯崎英彦